

占用料

(1) 概要

道路に物件を設け、継続して使用しようとする場合には、道路管理者（高速道路の場合には機構）の許可を受けなければならないこととされています。

道路に設けることができる物件（占用物件）は法律で定められたものに限られます。

占用に伴い機構にお支払いいただく占用料は、あらかじめ単価が定められているものと、近傍の土地の価格を参考に料率を乗じるものがあり、それぞれに占用物件の数量を乗じて算出します。

(2) 参考法令（抜粋）

<道路に設けることができる物件に関する定め>

（道路法）

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの
（第2項以下省略）

（道路法施行令）

第7条 法第三十二条第一項第七号の政令で定める工作物、物件又は施設は、次に掲げるものとする。

- 一 看板、標識、旗ざお、パーキング・メーター、幕及びアーチ
- 二 太陽光発電設備及び風力発電設備
- 三 津波からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設
- 四 工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設
- 五 土石、竹木、瓦その他の工事用材料
- 六 防火地域（都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第五号の防火地域をいう。以下同じ。）内に存する建築物（以下「既存建築物」という。）を除去して、当該防火地域内にこれに代わる建築物として耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。以下同じ。）を建築する場合（既存建築物が防火地域と防火地域でない地域にわたって存する場合において、当該既存建築物を除去して、当該既存建築物の敷地（その近接地を含む。）又は当該防火地

域内に、これに代わる建築物として耐火建築物を建築するときを含む。)において、当該耐火建築物の工事期間中当該既存建築物に替えて必要となる仮設店舗その他の仮設建築物

- 七 都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)による市街地再開発事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物に居住する者で同法第二条第六号に規定する施設建築物に入居することとなるものを一時収容するため必要な施設又は密集市街地における防災街区の整備に関する法律(平成九年法律第四十九号)による防災街区整備事業に関する都市計画において定められた施行区域内の建築物(当該防災街区整備事業の施行に伴い移転し、又は除却するものに限る。)に居住する者で当該防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するため必要な施設
- 八 高速自動車国道及び自動車専用道路以外の道路又は法第三十三条第二項第二号に規定する高速自動車国道若しくは自動車専用道路の連結路附属地(以下「特定連結路附属地」という。)に設ける食事施設、購買施設その他これらに類する施設(第十三号に掲げる施設を除く。)でこれらの道路の通行者又は利用者の利便の増進に資するもの
- 九 トンネルの上又は高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設
- 十 次に掲げる道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場
- イ 都市計画法第八条第一項第三号の高度地区(建築物の高さの最低限度が定められているものに限る。)及び高度利用地区並びに同項第四号の二の都市再生特別地区内の高速自動車国道又は自動車専用道路
- ロ 都市再生特別措置法(平成十四年法律第二十二号)第三十六条の三第一項に規定する特定都市道路(イに掲げる道路を除く。)
- 十一 建築基準法第八十五条第一項に規定する区域内に存する道路(車両又は歩行者の通行の用に供する部分及び路肩の部分を除く。)の区域内の土地に設ける同項第一号に該当する応急仮設建築物で、被災者の居住の用に供するため必要なもの
- 十二 道路の区域内の地面に設ける自転車(側車付きのものを除く。以下同じ。)、原動機付自転車(側車付きのものを除く。)又は道路運送車両法第三条に規定する小型自動車若しくは軽自動車で二輪のもの(いずれも側車付きのものを除く。以下「二輪自動車」という。)を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具(第九号に掲げる施設に設けるものを除く。)
- 十三 高速自動車国道又は自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所

< 占用料に関する定め >

(道路法)

- 第39条** 道路管理者は、道路の占有につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占有が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法(昭和二十三年法律第九号)第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。
- 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例(指定区内の国道にあつては、政令)で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

(道路法施行令)

第19条 指定区間内の国道に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額(第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設にあつては、同表占用料の欄に定める額及び道路の交通量等から見込まれる当該施設において行われる営業により通常得られる売上収入額に応じて国土交通省令で定めるところにより算定した額を勘案して占用面積一平方メートルにつき一年当たりの妥当な占用の対価として算定した額。以下この項及び次項において同じ。)に、法第三十二条第一項若しくは第三項の規定により許可をし、法第三十五条の規定により同意をし、又は法第四十八条の二十四の規定により協議が成立した占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝整備法第十条、第十一条第一項若しくは第十二条第一項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第二十一条の規定により協議が成立した占有することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間)。以下この項、次項、次条第一項及び別表の備考第九号において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

2 前項の規定にかかわらず、指定区間内の国道に係る道路の占用のうち占用の期間が一月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該道路を占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において当該道路を占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額(その額が百円に満たない場合にあつては、百円)の合計額とする。

3 国土交通大臣は、指定区間内の国道に係る占用料で次に掲げる占有物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、前二項に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を徴収しないことができる。

一 応急仮設住宅

二 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)第六条に規定する公営企業に係るもの

三 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う鉄道施設及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が管理を行う鉄道施設並びに鉄道事業法による鉄道事業者又は索道事業者がその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設

四 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件

五 街灯、公共の用に供する通路及び駐車場法(昭和三十三年法律第百六号)第十七条第一項に規定する都市計画において定められた路外駐車場

六 前各号に掲げるもののほか、前二項に規定する額の占用料を徴収することが著しく不適當であると認められる占用物件で、国土交通大臣が定めるもの

4 略

【別表は末尾に記載しております】

(道路法施行規則)

第4条の5 令第十九条第一項の国土交通省令で定めるところにより算定する額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じて当該各号に掲げる割合を占用面積一平方メートルにつき一年当たりの同項に規定する売上収入額に乗じて得た額とする。

一 近傍類似の土地（近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地。以下この条において同じ。）が賃貸されている場合 当該近傍類似の土地の一年当たりの賃貸料から当該賃貸料に含まれている修繕費、管理事務費、公租公課その他必要な経費を控除して得た額の当該近傍類似の土地に存する施設において行われる営業により得られる一年当たりの売上収入額に対する割合

二 近傍類似の土地に存する施設が賃貸されている場合（前号に掲げる場合を除く。） 当該施設の一年当たりの賃貸料から当該賃貸料に含まれている償却額、修繕費、管理事務費、損害保険料、空室等による損失を補填するための引当金、公租公課その他必要な経費を控除して得た額（次項において「純賃料」という。）のうち土地に係る部分として負担させることが適当な額の当該施設において行われる営業により得られる一年当たりの売上収入額に対する割合

2 前項第二号の土地に係る部分として負担させることが適当な額は、当該近傍類似の土地の時価及び当該施設の建設に要する費用の合算額に占める当該近傍類似の土地の時価の割合を純賃料に乗じて得た額を基礎として算出するものとする。

占用物件		占用料					
		単位	所在地				
			第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物	第一種電柱	一本につき一年	一、七〇〇	七三〇	五一〇	四二〇	三八〇
	第二種電柱		二、六〇〇	一、一〇〇	七九〇	六五〇	五八〇
	第三種電柱		三、五〇〇	一、五〇〇	一、一〇〇	八八〇	七八〇
	第一種電話柱		一、五〇〇	六五〇	四六〇	三八〇	三四〇
	第二種電話柱		二、四〇〇	一、〇〇〇	七三〇	六一〇	五四〇
	第三種電話柱		三、四〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	八三〇	七四〇
	その他の柱類		一五〇	六五	四六	三八	三四
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	一五	七	五	四	三
	地下に設ける電線その他の線類		九	四	三	二	二
	路上に設ける変圧器	一個につき一年	一、五〇〇	六四〇	四五〇	三七〇	三三〇
地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	九二〇	三九〇	二七〇	二三〇	二〇〇	
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	一個につき一年	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇	
郵便差出箱及び信書便差出箱		一、三〇〇	五五〇	三八〇	三二〇	二八〇	
広告塔	表示面積一平方メートルにつき一年	二五、〇〇〇	四、三〇〇	一、九〇〇	九六〇	六七〇	
その他のもの	占用面積一平方メートルにつき一年	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇	
法第三十二条第一項第二号に掲げる物件	外径が〇・〇七メートル未満のもの	長さ一メートルにつき一年	六四	二七	一九	一六	一四
	外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの		九二	三九	二七	二三	二〇
	外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの		一四〇	五九	四一	三四	三〇
	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの		一八〇	七八	五五	四五	四一
	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの		二八〇	一二〇	八二	六八	六一
	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの		三七〇	一六〇	一一〇	九一	八一
	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの		六四〇	二七〇	一九〇	一六〇	一四〇
	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの		九二〇	三九〇	二七〇	二三〇	二〇〇
法第三十二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設	外径が一メートル以上のもの	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇	
法第三十二条第一項第五号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が一のもの	Aに〇・〇〇五を乗じて得た額				
		階数が二のもの	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額				
		階数が三以上のもの	Aに〇・〇一を乗じて得た額				
	上空に設ける通路	占用面積一平方メートルにつき一年	一三、〇〇〇	二、一〇〇	九三〇	四八〇	三三〇
	地下に設ける通路		七、六〇〇	一、三〇〇	五六〇	二九〇	二〇〇
その他のもの	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇	六八〇		

法第三十二条第一項第六号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積一平方メートルにつき一日	二五〇	四三	一九	一〇	七
	その他のもの		占用面積一平方メートルにつき一月	二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七
第七条第一号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積一平方メートルにつき一月	二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七
		その他のもの	表示面積一平方メートルにつき一年	二五、〇〇〇	四、三〇〇	一、九〇〇	九六〇	六七〇
	標識		一本につき一年	二、四〇〇	一、〇〇〇	七三〇	六一〇	五四〇
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	一本につき一日	二五〇	四三	一九	一〇	七
		その他のもの	一本につき一月	二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七
	幕（第七条第四号に掲げる工事中施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積一平方メートルにつき一日	二五〇	四三	一九	一〇	七
		その他のもの	その面積一平方メートルにつき一月	二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七
	アーチ	車道を横断するもの	一基につき一月	二五、〇〇〇	四、三〇〇	一、九〇〇	九六〇	六七〇
		その他のもの		一三、〇〇〇	二、一〇〇	九三〇	四八〇	三三〇
	第七条第二号に掲げる工作物			占用面積一平方メートルにつき一年	三、一〇〇	一、三〇〇	九一〇	七六〇
第七条第三号に掲げる施設			Aに〇・〇三三を乗じて得た額					
第七条第四号に掲げる工事中施設及び同条第五号に掲げる工事中材料			占用面積一平方メートルにつき一月	二、五〇〇	四三〇	一九〇	九六	六七
第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設				三一〇	一三〇	九一	七六	六八
第七条第八号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの			Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	上空に設けるもの			Aに〇・〇二三を乗じて得た額				
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が一のもの		Aに〇・〇〇五を乗じて得た額				
		階数が二のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額				
	その他のもの	階数が三以上のもの		Aに〇・〇一を乗じて得た額				
				Aに〇・〇三三を乗じて得た額				

第七条第九号に掲げる施設	建築物	占有面積一平方メートルにつき一年	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	その他のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額
第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに〇・〇二三を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額
第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二三を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに〇・〇三三を乗じて得た額				
第七条第十二号に掲げる器具			Aに〇・〇三三を乗じて得た額				
第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに〇・〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一六を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに〇・〇二三を乗じて得た額				
	その他のもの		Aに〇・〇三三を乗じて得た額				

備考

一 金額の単位は、円とする。

二 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとし、各年度の初日後に占有物件の所在地の区分に変更があつた場合は、同日におけるその区分によるものとする。

イ 第一級地 その区域内の土地の平均価格（当該区域内の土地の価格（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百八十一条第一項又は第二項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている価格をいう。）の合計を当該区域内の土地の地積（これらの規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録されている地積をいう。）の合計で除したものをいう。以下同じ。）が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村（都の特別区を含む。以下同じ。）の区域をいう。

ロ 第二級地 その区域内の土地の平均価格が都の特別区及び人口五十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ハ 第三級地 その区域内の土地の平均価格が人口五十万人未満二十万人以上の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ニ 第四級地 その区域内の土地の平均価格が人口二十万人未満の市の区域内の土地の平均価格未満であり、かつ、町及び村の区域内の土地の平均価格以上であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

ホ 第五級地 その区域内の土地の平均価格が町及び村の区域内の土地の平均価格未満であるものとして国土交通大臣が定める市町村の区域をいう。

三 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

四 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいうものとする。

五 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。

六 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。

七 Aは、近傍類似の土地（第七条第八号に掲げる施設のうち特定連結路附属地に設けるもの及び同条第十三号に掲げる施設について近傍に類似の土地が存しない場合には、立地条件、収益性等土地価格形成上の諸要素が類似した土地）の時価を表すものとする。

八 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに〇・〇一平方メートル若しくは〇・〇一メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。

九 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が一年未満であるとき、又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が一月未満であるとき、又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。